　全Ｌ協保安・業務Ｇ２第６４号

令和３年３月８日

正　会　員　各位

（一社）全国ＬＰガス協会

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気部又は排気部の閉塞による

　一酸化炭素中毒事故の防止について　　　　　　　　　　（お願い）

　標記につきまして、経産省ガス安全室より別紙のとおり当協会に対して会員への周知依頼がありました。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては関係者に対し、下記の事項をご周知くださいますようよろしくお願いいたします。

なお、本件につきましては同ガス安全室より別紙に記載のとおり国交省の担当課に対し、塗装業工事業者宛に要請する協力依頼がされております。

記

【経産省からの周知事項】

* お客様に対して、建物外壁の塗装工事等が行われている最中又は工事終了直後においては、給排気設備が塞がれていないことを確認した後に、ガス機器をご使用いただくよう、ご周知ください。

※別紙に記載されている参考資料については、資料が多いため添付しておりません。下記ＵＲＬよりダウンロードくださいますようお願いいたします。

【経産省ホームページ掲載アドレス】

<https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2021/03/20210302-02.html>

以　上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ　髙木、北邨、橋本